

## 成果重視事業評価書

平成19年8月

評価対象(事業名)	マンモグラフィ緊急整備事業		
主管部局・課室	老健局老人保健課		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	
施策目標	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	
個別目標1	効果的な介護予防・健康づくりを推進すること		
個別目標2	介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること		
個別目標3	高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること		

## 1. 現状・問題分析

現在、我が国において、乳がんは女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にある。このため、市町村が実施する乳がん検診受診者のうち、40歳以上の女性に対しては、マンモグラフィによる検診を原則実施するよう、がん検診に関する指針を改正しており、各自治体のマンモグラフィによる検診体制を緊急的に整備する必要がある。

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（厚生労働大臣が適当と認める者）

## (2) 事業の内容（概要）

本事業は、平成17・18年度にマンモグラフィを整備する費用に対して国庫補助を行うものである。これにより、市町村において実施するマンモグラフィによる乳がん検診を促進し、乳がん検診の受診率を向上させ、乳がん患者を早期に発見し、死亡率の減少に資することとなる。

## (3) 事業計画期間

平成17年度 ～ 平成19年度

## (4) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	—	3,938	2,313	—	—
予算執行の弾力化措置					
国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化					

## 3. 目標等

定量的な目標	マンモグラフィによる乳がん検診受診者数を事業の最終年度までに約200万人に高め、平成17年度は約2,000人、平成18年度は約3,200人、平成19年度は約4,300人の乳がん患者を発見する。
目標設定の考え方	乳がんによる死亡者数を減少させるためには、患者を早期に発見することが最も効果的であることから、マンモグラフィによる乳がん検診受診者数及び患者発見数について定量的な目標を設定するものである。
本事業における具体的な手段と目標の因果関係	マンモグラフィによる検診は視触診に比べ精度が高いため、マンモグラフィを緊急的に整備することにより、マンモグラフィによる乳がん検診受診者数が増加し、乳がん患者の発見者数の向上につながるものである。さらには、乳がんの早期発見、早期治療が可能となり、乳がんによる死亡数の減少に資することとなる。

## 4. 評価指標

アウトカム指標		H16	H17	H18	H19
1 発見乳がん患者数 (単位:人)	実績	—	4,398	集計中	—
	目標	—	2,000	3,200	4,300
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数值は集計中であり、平成20年3月に公表予定。					
アウトプット指標		H16	H17	H18	H19
1 マンモグラフィ受診者数 (単位:人)	実績	—	1,604,557	集計中	—
	目標	—	—	—	2,000,000
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数值は集計中であり、平成20年3月に公表予定。					

## 5. 評価

## (1) 総合的な評価(主に有効性及び効率性の観点から)

平成17年度地域保健・老人保健事業報告より、市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の受診者数は約160万人、うち、発見した乳がん患者は目標の2倍以上となる4,398人であり、平成17年度については目標を十分達成したと評価できる。  
なお、平成18年度の数值は集計中であり、平成20年3月に公表予定である。

## (2) その他(上記の他、予算執行の弾力化措置により得られた効果、公平性、優先性等評価すべき視点がある場合に記入)

平成17年度予算額のうち1,282,865千円を平成18年度に繰り越した。

## (3) 政策等への反映の方向性

本事業は、平成17・18年度にマンモグラフィを整備する費用に対して国庫補助を行うものであり、平成19・20年度は予算要求していない。  
なお、目標値については、本事業により整備したマンモグラフィの効果も測定できるよう、平成19年度まで設定しているものである。

## 6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)  
・「健康フロンティア戦略」(平成16年5月19日与党幹事長・政調会長会議)政策の柱の1つとして「女性のがん緊急対策」を掲げている。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、「がん対策推進基本計画」に基づき、10年以内のがんの死亡率を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育

(整理番号3)

成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組む」とされている。

- ・「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。

④会計検査院による指摘  
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。